

市第65号議案 横浜市学校給食費の管理に関する条例の制定について

1 【提案理由】

横浜市の設置する学校において、学校給食法第4条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律第3条の規定に基づき実施する学校給食に係る学校給食費の取扱いに関し必要な事項を定めるため、横浜市学校給食費の管理に関する条例を制定したいので提案します。

2 【条例案の概要】

学校給食の実施、給食費の徴収、額、減額及び納付といった児童・生徒、保護者等の権利義務に関する事項や行政が行う給食費の徴収管理等について規定するものです。

※規則等については、学校給食費管理システム(仮称)の開発と並行して進める必要があります。

3 【公会計化の効果】

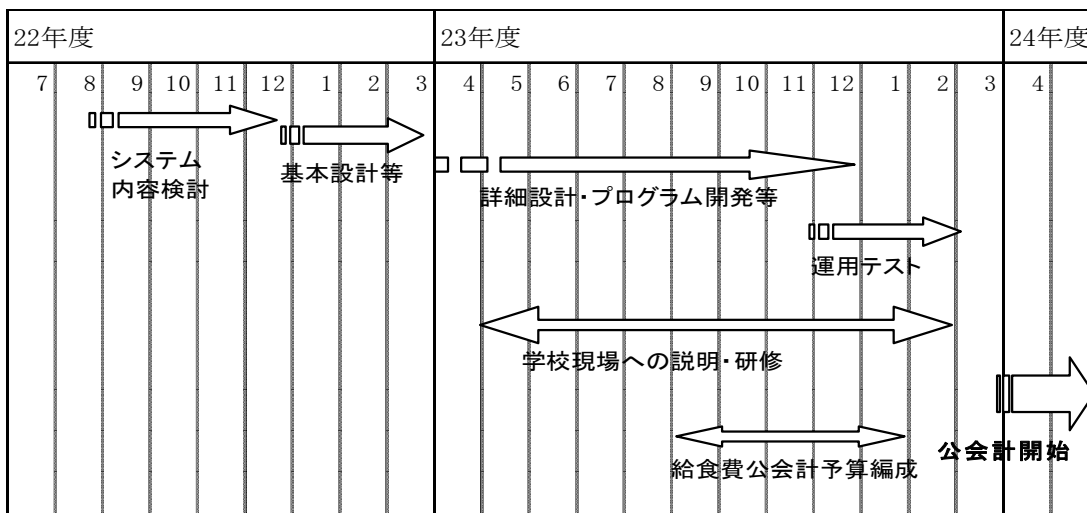
〈保護者のメリット〉

- ①給食費の取扱いがより明確になり、透明性が高まる。
- ②保護者が指定した金融機関からの引落が可能。

〈学校現場のメリット〉

- ①基本的には、給食費の徴収管理の必要なくなる。
- ②システム管理による事務負担の軽減による教育時間の確保。

【今後のスケジュール (予定)】



【参考1】学校給食法

第4条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

第11条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるもの(※)は、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者負担とする。

※人件費、施設・設備の修繕費等

【参考2】旧文部省通知

○学校給食の徴収管理上の疑義について

(S33 文部省管理局長から北海道教委教育長あて回答)・・・(抜粋)

- 1 法第11条第2項の規定は、保護者の負担の範囲を明らかにしたものであって、保護者に公法上の負担義務を課したものではない。
- 2 法第11条の規定は、保護者の負担を軽減するために、設置者が学校給食費を予算に計上し、保護者に補助することを禁止した趣旨のものではない。
- 3 学校給食費の性格は、学校教育に必要な教科書代と同様なものであるため、学校給食費を地方公共団体の収入として取り扱う必要はないと解する。

○学校給食の徴収、管理上の疑義について

(S32 文部省管理局長から福岡県教委教育長あて回答)・・・(抜粋)

- 1 学校給食の実施者は、その学校の設置者である。
- 3 保護者の負担する学校給食費を歳入とする必要はないと解する。
- 4 校長が、学校給食費を取り集め、これを管理することは、さしつかえない。

【参考3】給食費の現行額(年額)

(1) 小学校

44,000円

(2) 特別支援学校

(単位:円)

学校名	幼稚部	小学部	中学部	高等部
盲	41,250	44,000	55,000	55,000
中村	—	44,000	44,000	44,000
港南台ひの	—	44,000	55,000	55,000
上菅田	—	44,000	44,000	44,000
ろう	41,250	44,000	55,000	55,000
北綱島	—	44,000	44,000	44,000
新治	—	44,000	44,000	44,000
東俣野	—	44,000	44,000	44,000
本郷	—	44,000	55,000	55,000

■ 学校給食費の債権

3

